

## 1. 現行制度の概要

- (1) 植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項において、植物は、輸出国政府が「検疫有害動植物」が付着していないことを検査により確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書が添付されたものでなければ輸入してはならないとされている。この「検疫有害動植物」については、植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）第 5 条の 2 により規則別表 1 において指定している。
- (2) また、法第 6 条第 2 項においては、輸入に際して栽培地において検査を行う必要がある場合について規定されている。この栽培地検査の対象の検疫有害動植物等については、規則第 5 条の 4 により規則別表 1 の 2 において指定している。
- (3) さらに、法第 7 条第 1 項第 1 号においては、「農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、農林水産省令で定めるもの」の輸入が禁止されており、当該地域及び植物については、規則第 9 条により規則別表 2 及び 2 の 2 において指定している。
- (4) (1) から (3) までの各種別表の定めについては、我が国の農業生産への影響が大きいと考えられる重要な有害動植物の我が国及び諸外国における発生状況、諸外国における当該有害動植物に係る輸入検疫措置の実施状況等の情報が新たに得られた都度、国際ルールとの調和を図りつつ、リスクに応じた輸入検疫措置を講ずるため、有害動植物のリスク分析（以下「PRA」という。）を行い、必要に応じて規則、関連する告示等の見直しを実施しているところ。
- (5) 今般の法改正において、法第 6 条第 2 項が改正され栽培地検査以外の輸入検疫措置を規定することが可能となったことから、検疫有害動植物のリスクに応じた輸入検疫措置の実施が前提となるよう規則別表の見直しを行う。

## 2. 改正の主な内容

今般、諸外国における有害動植物に関する新たな情報に基づき実施した PRA の結果等を踏まえ、以下の改正を行う。

- (1) 検疫有害動植物の見直し  
非検疫有害動植物（計 520 種から計 523 種へ）（告示※ 1）
- (2) 輸出国に対して求める輸入検疫措置の見直し
  - ① 輸入検疫措置の変更（規則別表 1 の 2、2、2 の 2）  
15 種（*Meloidogyne enterolobii* 等）の検疫有害動植物について、対象植物又は対象地域の追加・削除、対象地域の表記の変更、輸入検疫措置の変更等

- ② 各別表に規定する検疫有害動植物の整理（規則別表 1 の 2、2、2 の 2）
- i) 規則別表 1 の 2 及び 2 の 2 に規定する検疫有害動植物について、病害虫のリスクに応じて法第 6 条（輸入の制限）に基づく規則別表 1 の 2 及び法第 7 条（輸入の禁止）に基づく規則別表 2 の 2 に規定しなおす。
  - ii) また、規則別表 2 の 2 に規定し、対象地域と対象植物の組合せ毎に輸出国と二国間で合意した作業計画に基づく輸入検疫措置の実施を求めている *Anastrepha* 属ミバエ 6 種を別表 2 に規定しなおす。
- なお、本整理に伴う輸入検疫措置の変更及び新たに輸入解禁される植物はない。

③ ②の ii に伴い、以下を行う。

- i) 現在、合意した作業計画に基づき輸入が行われているアメリカ合衆国フロリダ州産かんきつ類生果実等、メキシコ産かんきつ類及びマンゴウ生果実並びにコロンビア産イエローピタヤ生果実について、当該作業計画を農林水産大臣が定める基準として新たに制定。
- ii) 関連する農林水産大臣が定める基準（告示※ 2～6）の改正（病害虫名の追加）。
- iii) 規則別表 2 の 2 の付表 1～5 を別表 2 に移動。

[関連する告示]

- ※ 1 植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物（平成 23 年 3 月 7 日農林水産省告示第 542 号）
- ※ 2 ブラジルから発送されるトミーアトキンス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成 16 年 9 月 29 日農林水産省告示第 1774 号）
- ※ 3 コロンビアから発送されるトミーアトキンス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成 21 年 10 月 20 日農林水産省告示第 1471 号）
- ※ 4 ペルーから発送されるケント種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成 22 年 1 月 29 日農林水産省告示第 243 号）
- ※ 5 アルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成 26 年 2 月 7 日農林水産省告示第 189 号）
- ※ 6 ペルーから発送されるうんしゅうみかんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成 30 年 9 月 26 日農林水産省告示第 2131 号）

## 検疫有害動植物、輸入検疫措置対象等の見直しの解説資料

### 1. 植物防疫法施行規則別表1の2(第5条の4関係)

No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
1	6	<i>Zucchini green mottle mosaic virus</i>	ウイルス	葉に激しいモザイク症状、果実に奇形等の症状をきたす。	大韓民国、中華人民共和国(香港を除く。以下同じ。)	すいか及びペポかぼちやの種子であつて栽培の用に供するもの並びにすいか、ペポかぼちや及びゆうがおの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの	・植物の見直し: 対象植物を「栽培の用に供するもの」とする。

### 2. 植物防疫法施行規則別表2(第9条関係)

No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
1	3	<i>Bactrocera tryoni</i> (クインスランドミバエ)	害虫(ミバエ科)	幼虫が果実内を加害することで、果実が腐敗・落果し収量が低下する。	オーストラリア(タスマニアを除く。)、ニュー・カレドニア、バブアニューギニア、フランス領ポリネシア	かんきつ類、パパイヤ、りんご、なす属植物、ぶどう属植物及びマンゴウ属植物等の生果実	・地域の表記の修正: ニュー・カレドニア→ニューカレドニア

### 3. 植物防疫法施行規則別表2の2(第9条関係)

No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
1	2	<i>Bactericera nigricornis</i>	害虫(トガ リキジラミ 科)	細菌(Lso)の媒介を行い、幼虫及び 成虫は生葉を吸汁加害する。	アジア、中東、欧州、アフリカ	おらんだぜり、しろざ、せいようひるがお、たまねぎ、てんさい、なずな、にんじん、はつかだいこん、ぶたくさ、あぶらな 属植物及びびなす属植物等の生葉及び生果実	・植物の見直し: 対象植物の生果実を削除する。
2	13	<i>Meloidogyne enterolobii</i>	線虫	根内部に寄生して加害し、養水分 吸収を妨げ、生長を阻害する。	アジア、欧州、アフリカ、北中 南米	あさ、アセロラ、アラビアコーヒー、キャッサバ、きゆうり、くず うこん、くちなし、ささげ、さつまいも、しまほおずき、しょう が、シロギニアヤム、すいか、だいず、たばこ、とうがらし、と うぐわ、トマト、なす、なつめ、にんじん、パオパブ、はなま き、ばらみつ、ばんじろう、ペボかほちや、みばしよう、ヒロセ レウス属植物、やぶらん属植物及びランプランツ属植物 等の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	・植物の追加: えのきぐさ、オルモシア・ホシエイ、けいとう、さんたん か、せんそう及びびてんさいの生植物の地下部であつて 栽培の用に供し得るもの
3	14	<i>Eutypa lata</i>	菌類	葉、枝、生きている又は枯死したつ るや樹木に感染し、樹内で長く生存 する。葉の萎縮や枯れが発生し、枝 枯れの基部にかいよう症状等が生 じる。	アジア、中東、欧州、アフリ カ、北中南米、大洋州	いちじく、かき、びわ、さくら属植物、ばら属植物、ぶどう属植 物及びりんご属植物等の生植物(種子及び果実を除く。)で あつて栽培の用に供するもの	・地域の追加: チリ

No.	項	有害動植物学名(和名)	分類	主な症状・被害	主な対象(発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
4	19	<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)	細菌	スイカの果実では、果実表面に暗緑色等の斑点及び水浸状斑を生じ、商品価値を失う。	アジア、中東、欧州、アフリカ、北中南米、大洋州	きゅうり、すいか、せいようかぼちや、とうがん、にほんかぼちや、ペポかぼちや、メロン及びゆうがおの生植物(果実を除き、種子を含む。)であつて栽培の用に供するもの	・植物の追加: せいようかぼちや及びにほんかぼちやの交雑種並びにがうりの生植物(果実を除き、種子を含む。)であつて栽培の用に供するもの
5	20	<i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i>	細菌	生育不良、葉の萎黄及び紫色化並びに変形等を引き起こすとともに、果実の過剰着果、小型化や奇形等を引き起こすことで、収量が減少する。	中東、欧州、アフリカ、北中南米、大洋州	あめりかぼうふう、おおいぬたで、おおぶどうほおずき、おらんだぜり、きだちとうがらし、こだちとまと、しまほおずき、しやく、しろざ、セロリー、たばこ、チャービル、とうがらし、トマト、ながばくこ、なす、にんじん、ばれいしよ及びやえむぐら属植物等の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの	・地域の追加: トルコ
6	21	<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3	細菌	感染植物の枝は白濁した粘質の細菌液又は赤色の樹液が漏出し、変色、枯死する。新芽は発芽しないか、発芽しても萎ちようし、果実の収量が低下する。	アジア、中東、欧州、中南米、大洋州	キウイフルーツ、さるなし、しまさるなし及びみやまたたひの生植物(種子及び果実を除き、花粉を含む。)であつて栽培の用に供するもの	・植物の追加: えのころぐさ、きり及びびながえつるのげいとうの生植物(種子及び果実を除き、花粉を含む。)であつて栽培の用に供するもの
7	23	<i>Xylella fastidiosa</i>	細菌	感染植物の導管内等で増殖し詰まらせることで、養水分の移動を妨げ、数年で枯死させる。	アジア、中東、欧州、北中南米	オリーブ、さくら属植物、なし属植物、ぶどう属植物及びみかん属植物等の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの	・植物の削除: サントリナ及びすいかずら  ・植物の追加: アデノカルプス・ラインジイ、アルブツス・ウネド、ウィブルヌム・ティヌス、エキウム・プランタギネウム、エリカ・キネレア、せいようめした、ヒベリクム・ベルフォラツム、プテリディウム・アクイリヌム、マーガレット、ラヴァテラ・クレティカ、ルタ・カレペンシス、サントリナ属植物、すいかずら属植物、ちからしば属植物及びばんじろ属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの



出典:農林水産省

No.	項	有害動植物 学名(和名)		分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
8	25	<i>Pepino mosaic virus</i>		ウイルス	トマトに感染すると生果実のモザイク症状や成熟の遅延を招く。ばれいしょでは葉にモザイク症状又はモットル症状、ペピーノでは葉にモザイク症状又はひだ葉症状を示す。	中華人民共和国、中東、欧州、カナリア諸島、南アフリカ共和国、モロッコ、北中南米	トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにあらげしゆんぎく、いぬほおずき、きだちたばこ、けちようせんあさがお、ケノボディウム・ムラレ、タラクサクム・ウルガレ、トマト、ばれいしょ、ひろはひるがお、ペピーノ、ほんきんせんか、めぼうぎ、ようしゆきだちるりそう、おおぼこ属植物、ぎしぎし属植物、せいようひるがお属植物、ぜにあおい属植物、のげし属植物及びひゆ属植物等の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの	・植物の表記の変更: ケノボディウム・ムラレ→みなとあかざ タラクサクム・ウルガレ→せいようたんぼぼ
9	30	<i>Pepper chat fruit viroid</i>		ウイロイド	トウガラシでは果実のサイズが最大50%まで減少し、また全体の生長についてもわずかに減少する。トマトでは、植物体のわい化、葉に壊死斑、奇形、変色を生じる。	タイ、オランダ、カナダ	とうがらし及びトマトの生植物(果実を除き、種子を含む。)であつて栽培の用に供し得るもの	・植物の見直し: 対象植物を「栽培の用に供するもの」とする。
10	35	<i>Pea early-browning virus</i>		ウイルス	葉の変色、壊死、奇形、種子の変形、モザイク症状、生育不良となり、減収・減産をもたらす。	欧州、アフリカ	えんどう及びそらまめの種子であつて栽培の用に供するもの並びにアルファルファ、いんげんまめ、えんどう、きばなのほうちわまめ及びそらまめの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの	・植物の見直し: 対象植物を「栽培の用に供するもの」とする。
11	36	<i>Tomato brown rugose fruit virus</i>		ウイルス	葉に黄化やモザイク症状、果実は奇形となり商品価値を低下させる。	全ての地域	とうがらし及びトマトの生植物(果実を除き、種子を含む。)であつて栽培の用に供し得るもの	・植物の見直し: 対象植物を「栽培の用に供するもの」とする。 ・検疫措置の見直し: 種子について、輸出国における精密検定の方法をリアルタイムRT-PCR法に限定。

No.	項	有害動植物学名(和名)	分類	主な症状・被害	主な対象(発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
12	37	<i>Tomato leaf curl New Delhi virus</i>	ウイルス	モザイク症状、葉巻、葉脈の膨張、植物体の萎縮が引き起こされ、生育初期に感染すると、果実生産は大きな影響を受ける。	アジア、中東、欧州、アフリカ	あまめしば、いぬほおずき、おくら、きゅうり、けし、ケナフ、ささげ、すいか、せいようかぼちや、だいず、たかさぶろう、とうがんとかどへちま、トマト、なす、にがうり、にほんかぼちや、にんじん、のげし、パパイヤ、はやとりのり、ばれいしょ、へちま、ペポかぼちや、メロン、ゆうがお及びとうがらし属植物等の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの	・地域の削除: エストニア ・植物の追加: とうごま及びひらまめの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの
13	41	<i>Tomato mottle mosaic virus</i>	ウイルス	葉に壊死、緑色の濃色となるモザイク、モットル、奇形等の症状を示し、全身に萎ちよう等の症状が現れる。果実にえそ斑を生じ、壊死が見られ、収量が減少する。	中華人民共和国、イスラエル、イラン、スペイン、チェコ、アメリカ合衆国(ハワイ諸島を除く。)、ブラジル、メキシコ	とうがらし及びトマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにえんどう、きだちとうがらし、とうがらし、トマト及びなすの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの	・植物の見直し: 対象植物を「栽培の用に供するもの」とする。



出典: Webster et al. (2014)

#### 4. 植物防疫法施行規則別表の再整理

##### (1) 検疫有害動植物の入れ替え

No.	現在の別表	有害動植物学名(和名)	分類	見直しの概要
1	別表1の2	<i>Aleurocanthus woglumi</i> (ミカンクワコナジラミ)、 <i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>nebraskensis</i> (トウモロコシ葉枯細菌病菌)、 <i>Curtobacterium flaccumfaciens</i> pv. <i>flaccumfaciens</i> (インゲンマメ萎ちよう細菌病菌)、 <i>Eutypa lata</i> 、 <i>Guignardia citricarpa</i> 、 <i>Heterodera schachtii</i> (テンサイストセンチュウ)、 <i>Meloidogyne chitwoodi</i> (コロンビアネコブセンチュウ)、 <i>Meloidogyne enterolobii</i> 、 <i>Meloidogyne fallax</i> (ニセコロンビアネコブセンチュウ)、 <i>Nacobbus aberrans</i> (ニセネコブセンチュウ)、 <i>Phytophthora kernoviae</i> 、 <i>Phytophthora ramorum</i> 、 <i>Plum pox virus</i> (ウメ輪紋ウイルス)、 <i>Radopholus similis</i> (バナナネモグリセンチュウ)、 <i>Sphaeropsis tumefaciens</i> (カンキツ類てんぐ巣病菌)、 <i>Tuta absoluta</i> (トマトキバガ)		・病害虫リスク評価の結果、侵入した際の農林業生産等への影響を示す「定着・まん延の可能性及び経済的重要性」が「高い」と特定された検疫有害動植物 ・別表1の2から別表2の2に移動
2	別表2の2	<i>Bactericera trigonica</i> 、 <i>Bretziella fagacearum</i> (ナラ類しおれ病菌)、 <i>Broad bean stain virus</i> (ソラマメステインウイルス)、 <i>Broad bean true mosaic virus</i> (ソラマメトルーモザイクウイルス)、 <i>Circulifer tenellus</i> (テンサイヨコバエ)、 <i>Peronospora chlorae</i> (トルコギキョウべと病菌)、 <i>Scolytus multistriatus</i> (セスジキクイムシ)、 <i>Scolytus scolytus</i> (ヨーロッパニレノキクイムシ)、 <i>Trioxa apicalis</i> 、 <i>Zucchini green mottle mosaic virus</i>		・病害虫リスク評価の結果、侵入した際の農林業生産等への影響を示す「定着・まん延の可能性及び経済的重要性」が「中程度」と特定された検疫有害動植物 ・別表2の2から別表1の2に移動
3	別表2の2	<i>Anastrepha fraterculus</i> (ミナミアメリカミバエ)、 <i>Anastrepha grandis</i> 、 <i>Anastrepha ludens</i> (メキシコミバエ)、 <i>Anastrepha obliqua</i> (ニシインドミバエ)、 <i>Anastrepha striata</i> 、 <i>Anastrepha suspensa</i> (カリブミバエ)		・対象地域及び対象植物の組合せ毎に、輸出国との二国間で作業計画(ワークプラン)を合意し、輸入検疫措置を定めている検疫有害動植物 ・別表2の2から別表2に移動

## (2) 検疫有害動植物の入れ替えに伴う付表の移動・追加

1	-	規則別表2の2付表1 メキシコから発送され、別表二の二の一の項に定める地域を経由しないで輸入される ぶどう属植物の生果実	・付表の移動 <i>Anastrepha fraterculus</i> (ミナミアメリカミバエ)を規則別表2の2から2に移動することに伴い関連する付表を規則別表2に移動。
2	-	規則別表2の2付表2 メキシコから発送され、別表二の二の一の項に定める地域を経由しないで輸入される みかん属植物の生果実	・付表の移動 <i>Anastrepha fraterculus</i> (ミナミアメリカミバエ)を規則別表2の2から2に移動することに伴い関連する付表を規則別表2に移動。
3	-	規則別表2の2付表3 メキシコから発送され、別表二の二の一の項に定める地域を経由しないで輸入される きいちご属植物の生果実	・付表の移動 <i>Anastrepha fraterculus</i> (ミナミアメリカミバエ)を規則別表2の2から2に移動することに伴い関連する付表を規則別表2に移動。
4	-	規則別表2の2付表4 メキシコから発送され、別表二の二の一の項に定める地域を経由しないで輸入される すのき(こけもも)属植物の生果実	・付表の移動 <i>Anastrepha fraterculus</i> (ミナミアメリカミバエ)を規則別表2の2から2に移動することに伴い関連する付表を規則別表2に移動。
5	-	規則別表2の2付表5 メキシコから発送され、別表二の二の一の項に定める地域を経由しないで輸入される パパイアの生果実	・付表の移動 <i>Anastrepha fraterculus</i> (ミナミアメリカミバエ)を規則別表2の2から2に移動することに伴い関連する付表を規則別表2に移動。
6	-	(新規)コロンビアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるイエローピタヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの	・付表の追加 <i>Anastrepha fraterculus</i> (ミナミアメリカミバエ)を規則別表2の2から2に移動することに伴い、二国間で合意し、現在輸入が行われている作業計画を農林水産大臣が定める基準として新たに制定する。
7	-	(新規)メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるグレープフルーツ、スイートオレンジ、マンダリン及びミネオラの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの	・付表の追加 <i>Anastrepha ludens</i> (メキシコミバエ)及び <i>A. striata</i> を規則別表2の2から2に移動することに伴い、二国間で合意し、現在輸入が行われている作業計画を農林水産大臣が定める基準として新たに制定する。
8	-	(新規)メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの	・付表の追加 <i>Anastrepha fraterculus</i> (ミナミアメリカミバエ)、 <i>A. ludens</i> (メキシコミバエ)、 <i>A. obliqua</i> (ニシインドミバエ)及び <i>A. striata</i> を規則別表2の2から2に移動することに伴い、二国間で合意し、現在輸入が行われている作業計画を農林水産大臣が定める基準として新たに制定する。
9	-	(新規)アメリカ合衆国のフロリダ州から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアキー、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サボジラ、ジャボチカバ、すいしようがき、すもも、ながきんかん、びわ、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、なし属植物、にんめんし属植物、ぼんじろう属植物、ぼんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物(ライム及びレモンを除く。)及びユーゲニア属植物の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの	・付表の追加 <i>Anastrepha suspensa</i> (カリブミバエ)を規則別表2の2から2に移動することに伴い、二国間で合意し、現在輸入が行われている作業計画を農林水産大臣が定める基準として新たに制定する。



## 5. 非検疫有害動植物の指定

No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
1	-	<i>Eumerus tuberculatus</i> (コブアシハイジマハナ アブ)	害虫(ハ ナ ア ブ 科)	成虫は損傷した又は弱った球根に産卵する。幼虫が球根内部に食入する。	汎世界的に発生(日本を含む。)	アマリリス属、すいせん属及びヒアシンス属	・新規追加
2	-	<i>Merodon equestris</i> (スイセンハナアブ)	害虫(ハ ナ ア ブ 科)	幼虫は球根に食入し、中心部を摂食して空洞にする。	汎世界的に発生(日本を含む。)	すいせん属	・新規追加
3	-	<i>Syrirta pipiens</i> (モモブトチビハナアブ)	害虫(ハ ナ ア ブ 科)	幼虫は腐敗したスイセン球根から発見され、堆肥や腐敗した野菜くず(球根の残さを含む。)の中に生息する。	汎世界的に発生(日本を含む。)	すいせん属	・新規追加

## 植物防疫法施行規則別表1の2及び別表2の2の見直し案概要

### 別表1の2

病害虫名	改正前	改正後
<i>Aleurocanthus woglumi</i> (ミカンクログトゲコナジラミ)	別表1の2の1項	別表2の2の6項
<i>Tuta absoluta</i> (トマトキバガ)	別表1の2の2項	別表2の2の7項
<i>Meloidogyne chitwoodi</i> (コロンビアネコブセンチュウ)	別表1の2の3項	別表2の2の8項
<i>Heterodera schachtii</i> (テンサイシストセンチュウ)	別表1の2の4項	別表2の2の9項
<i>Meloidogyne fallax</i> (ニセコロンビアネコブセンチュウ)	別表1の2の5項	別表2の2の10項
<i>Nacobbus aberrans</i> (ニセネコブセンチュウ)	別表1の2の6項	別表2の2の11項
<i>Radopholus similis</i> (バナナネモグリセンチュウ)	別表1の2の7項	別表2の2の12項
<i>Meloidogyne enterolobii</i>	別表1の2の8項	別表2の2の13項
<i>Xiphinema index</i> (ブドウオオハリセンチュウ)	別表1の2の9項	(変更なし)
<i>Fusarium oxysporum</i> f.sp. <i>psii</i> (エンドウ萎ちよう病菌)	別表1の2の10項	(変更なし)
<i>Phytophthora kernoviae</i>	別表1の2の11項	別表2の2の16項
<i>Phytophthora ramorum</i>	別表1の2の12項	別表2の2の17項
<i>Apiosporina morbosa</i>	別表1の2の13項	(変更なし)
<i>Bretziella fagacearum</i> (ナラ類しおれ病菌)	別表1の2の14項	(変更なし)
<i>Deuterophoma tracheiphila</i>	別表1の2の15項	別表1の2の11項
<i>Eutypa lata</i>	別表1の2の16項	別表2の2の14項
<i>Guignardia citricarpa</i>	別表1の2の17項	別表2の2の15項
<i>Sphaeropsis tumefaciens</i> (カンキツ類てんぐ巣病菌)	別表1の2の18項	別表2の2の27項
<i>Curtobacterium flaccumfaciens</i> pv. <i>flaccumfaciens</i> (インゲンマメ萎ちよう細菌病菌)	別表1の2の19項	別表2の2の32項
<i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>nebraskensis</i> (トウモロコシ葉枯細菌病菌)	別表1の2の21項	別表2の2の39項
<i>Plum pox virus</i> (ウメ輪紋ウイルス)	別表1の2の24項	別表2の2の38項

## 別表2の2

病害虫名	改正前	改正後
<i>Anastrepha fraterculus</i> (ミナミアメリカミバエ)	別表2の2の1項	別表2の18項
<i>Anastrepha grandis</i>	別表2の2の2項	別表2の19項
<i>Anastrepha ludens</i> (メキシコミバエ)	別表2の2の3項	別表2の20項
<i>Anastrepha obliqua</i> (ニシインドミバエ)	別表2の2の4項	別表2の21項
<i>Anastrepha suspensa</i> (カリブミバエ)	別表2の2の5項	別表2の22項
<i>Bactericera cockerelli</i> (ジャガイモトガリキジラミ)	別表2の2の6項	別表2の2の1項
<i>Bactericera nigricornis</i>	別表2の2の7項	別表2の2の2項
<i>Bactericera trigonica</i>	別表2の2の8項	別表1の2の1項
<i>Circulifer tenellus</i> (テンサイヨコバイ)	別表2の2の9項	別表1の2の2項
<i>Diabrotica undecimpunctata</i> (ジュウイチホシウリハムシ)	別表2の2の10項	別表2の2の3項
<i>Naupactus leucoloma</i> (シロヘリクチブトゾウムシ)	別表2の2の11項	別表2の2の4項
<i>Otiorhynchus ovatus</i> (イチゴクチブトゾウムシ)	別表2の2の12項	別表2の2の5項
<i>Scolytus multistriatus</i> (セスジクイムシ)	別表2の2の13項	別表1の2の3項
<i>Scolytus scolytus</i> (ヨーロッパニレノクイムシ)	別表2の2の14項	別表1の2の4項
<i>Trioza apicalis</i>	別表2の2の15項	別表1の2の5項
<i>Phytophthora kernoviae</i>	別表2の2の16項	(変更なし)
<i>Phytophthora ramorum</i>	別表2の2の17項	(変更なし)
<i>Ophiostoma novo-ulmi</i> subsp. <i>novo-ulmi</i> (ニレ類立枯病菌)	別表2の2の18項	(変更なし)
<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)	別表2の2の19項	(変更なし)
<i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i>	別表2の2の20項	(変更なし)
<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3 (キウイフルーツかきよう病菌 Psa3)	別表2の2の21項	(変更なし)
<i>Spiroplasma citri</i>	別表2の2の22項	(変更なし)
<i>Xylella fastidiosa</i>	別表2の2の23項	(変更なし)
<i>Potato spindle tuber viroid</i> (ジャガイモやせいもウイルス)	別表2の2の24項	(変更なし)
<i>Pepino mosaic virus</i>	別表2の2の25項	(変更なし)
<i>Columnea latent viroid</i>	別表2の2の26項	(変更なし)
<i>Tomato apical stunt viroid</i>	別表2の2の28項	(変更なし)
<i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i> (トマト退緑萎縮ウイルス)	別表2の2の29項	(変更なし)
<i>Pepper chat fruit viroid</i>	別表2の2の30項	(変更なし)
<i>Tomato planta macho viroid</i>	別表2の2の31項	(変更なし)
<i>Peronospora chlorae</i> (トルコギキョウベと病菌)	別表2の2の32項	別表1の2の12項
<i>Indian peanut clump virus</i>	別表2の2の33項	(変更なし)
<i>Maize chlorotic mottle virus</i>	別表2の2の34項	(変更なし)
<i>Pea early-browning virus</i>	別表2の2の35項	(変更なし)
<i>Tomato brown rugose fruit virus</i>	別表2の2の36項	(変更なし)
<i>Tomato leaf curl New Delhi virus</i>	別表2の2の37項	(変更なし)
<i>Zucchini green mottle mosaic virus</i>	別表2の2の38項	別表1の2の6項
<i>Broad bean stain virus</i> (ソラマメステインウイルス)	別表2の2の39項	別表1の2の7項
<i>Anastrepha striata</i>	別表2の2の40項	別表2の23項
<i>Tomato mottle mosaic virus</i>	別表2の2の41項	(変更なし)
<i>Bretziella fagacearum</i> (ナラ類しおれ病菌)	別表2の2の42項	別表1の2の14項
<i>Pantoea stewartii</i> subsp. <i>Stewartii</i> (トウモロコシ萎ちよう細菌病菌)	別表2の2の43項	別表2の2の40項
<i>Broad bean true mosaic virus</i> (ソラマメトゥルーモザイクウイルス)	別表2の2の44項	別表1の2の8項